

十日町市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について

十日町市公告第 24 号で公告の、十日町市農業振興地域整備計画の変更案について、市民は、縦覧期間満了の日（令和 7 年 11 月 4 日）までに、下記により市に意見書を提出することができます。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

十日町市役所本庁舎 2 階 産業観光部 農林課

電 話 025-757-3120（問い合わせ用。電話による提出はできません。）

ファックス 025-752-4635

E-mail t-norin@city.tokamachi.lg.jp

2 意見書の提出にあたっての注意事項

(1) 提出方法

前記 1 の窓口への持参または郵便、ファックス、E-mail のいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

(2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

(3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事業所の所在地を記載してください。

(4) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(5) 意見書の取扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

(6) その他

十日町市農業振興地域整備計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません。